

# 権力と社会的カテゴリー

## —権力行為論(1)—

佐藤 裕

### はじめに

本論は、「権力」をめぐる諸問題に、これまでとは全く異なるアプローチで取り組もうとする試みである。「全く異なる」という表現はいささか大げさに見えるだろうが、「権力」という概念を、分析の対象としても、分析の道具としても放棄するのだと言えば、本論の特殊性が多少は理解してもらえるかもしれない。

「権力」という概念を用いずに「権力」について考察できるのか。これは当然の疑問だろう。そこで、最初に本論のアプローチをごく簡単に紹介しておきたい。

「権力」という概念を放棄するということは、「権力とはどのようなものか」あるいは「権力はどのように作用するのか」といった問いを出発点にするのではなく、そのような問いに答えることを目的にするのもないことを意味している。本論において出発点となる問いは「人はどのように権力を行使しているのか」と表現できるだろう。

もちろん、「権力」という概念を放棄するのだからこの表現は正確ではない。「権力」という言葉を使わずに「人はどのようにして他の人に行為を強制したり禁止したりするのか」といった表現がより妥当だろう。

このアプローチでは、「権力」に関わる問題について、目に見えない抽象的な「力」を理論的な道具として考察するのではなく、具体的な行為（強制したり禁止したりする行為）を手掛かりとして考察する。

行為を手掛かりとして「権力」に関わる問題を考察するという方針に対しては、いくつかの疑問が考えられるだろう。

まず、このアプローチでは対面的な状況のみを想定しており、「国家権力」といった大規模な社会現象を扱うことができないのではないかという疑問が考えられるし、「権力者」が特定できないような権力現象（そのようなものがあるとして）が想定されていないと受け止められるかもしれない。

しかし、私は本論のアプローチによって、これらの問題にも十分対応が可能であると考えて

いる。本論はまだ出発点にすぎず、「権力行為」という概念の導入と基本的な問題の整理にとどまっているが、大規模な社会現象や「権力者なき権力」について考察するための鍵となる概念を提出している（第6節）。

「権力」という概念を放棄する以上、本論が「権力論」（のひとつ）であるとは主張できないし、「権力」にかかわる社会現象をどの程度カバーできるのか説明することもできない。しかし、具体的な論点については、様々な「権力論」との討論が可能である。

本論ではその一例として、サンクションが行動の変化をもたらす可能性について、合理的選択理論との見解の違いを論じてみたい。

## 1. 権力行為

「権力」をめぐる議論はこれまで膨大な蓄積があり、提案された「権力概念」あるいは「権力イメージ」の多様さは容易に整理することができないほど錯綜している。

この困難なテーマに正面から取り組んだ研究の一つとして、盛山和夫の『権力論』（盛山,2000）がある。盛山は様々な権力論を検討した結果、最も包括的な「探求課題としての権力」を「構造的・制度的なものから偶発的・個人的なものまでも含む、何らかの社会的行為者、すなわち個人もしくは集合体のありようの決まり方に関する社会的な仕組みのことだ」（同書,p186）と概念化している。

私はこの概念化をほぼ妥当なものだと考えるし、十分に包括的であるとも思う。しかし、包括的であるがゆえに、この概念化は「権力論」の困難さを非常に明確に示していると私は考える。

盛山はこの概念化について、「限定をかけたほとんど唯一の点は、それが「行為者」に関することだということだけである」と述べているが、私はもうひとつ非常に重要な限定があると思う。それは、「社会的なしくみ」という部分だ。

どのような「社会的なしくみ」を取り出すかによって、多様な権力論が提案されてきたという盛山の主張はその通りであるが、問題はむしろ、「何が社会的なしくみなのか」という点にある。

行為者が他者から全く影響を受けずに自らの判断で何らかの行為を行ったとき、それを権力現象であるとは通常考えないだろう。そのため、そういった要因を除外した上で、「権力」を特定せざるを得ない。単純化するならば、ある行為（もしくは行為者のありよう）をもたらした要因を行為者本人に帰せられるものと、そうではない「社会的」なものに分離し、後者を「権力」と呼んでいるのである。

多くの「権力論」がこの分離に腐心をしてきた。ウェーバーは「抵抗の排除」と「意思の貫徹」という表現で、他者の意思の関与を「社会的なもの」として分離しようとしたわけだし、「反実仮想」による分離、あるいは利害や選好による分離も考えられてきた。

これらのすべては、何らかの意味で「行為主体」の独立性を前提にしている。すなわち、「権力」という言葉そのものが、個人（あるいはそれになぞらえられる集合体）の独立性・主体性を前提にしているわけである。これは主体そのものを権力の所産であるとするフーコーにおいてさえ当てはまる。行為者のありようが完全に「社会的しくみ」によって決定付けられるとすれば、それ（社会的しくみ）はもはや「権力」とは呼べないだろう。

しかし、このような「独立した主体的な個人」は客観的な事実であるとは言いがたい。むしろ、私たちのアイデンティティや自己概念、あるいはもっと広く人間観の問題であるように思える。それゆえ、この点に関して十分に共有できる結論を導くことは困難であろう。

この論点は、「権力論」における根本的な問題であると私には思える。そして、この点において明快な結論を出すことが困難である以上、「権力」を明晰な分析概念として用いることも、「探求課題としての権力」を特定することも難しいのではないだろうか。

しかしながら、「権力」に関わる諸問題は私たちにとって実践的な関心事であるし、「社会」の成立そのものにも深く関わっていると考えることができる。「権力」をめぐる問題についての探求そのものを放棄することはできないだろう。

では、どうすればよいのか。私の提案は、「権力」とは異なる基本的概念—「行為としての権力」—を基礎にして「権力」に関わる諸問題を考えていこうということ、言い換えるなら、「権力とは何か」という問いではなく、「人はいかにして権力するのか」という問いを立てようということである。

「権力はいかにして作用するのか」という問いではないことに注意してほしい。この問いに答えるためには「権力とは何か」という問いを避けることはできない。しかし、「いかにして権力するのか」という問いは、「権力する」ということ（行為としての権力）を「権力」という概念に依存せずに定義できれば、「権力とは何か」という問いを避けることが可能である。

「権力する」という表現は一般的に使われるものではなく、そのために「行為としての権力」を定義するには多少の考察が必要である。

まず、「権力する」という表現に最も当てはまりやすい言葉として「命令」を取り上げてみよう。「権力」という概念に依存せずに命令について考察するということは、命令を、「権力の行使」といったように、「権力」概念を前提とした定義に基づいて考えないということである。そのような前提を置かずとも、命令という行為それ自体は私たちの日常的な相互行為の中で十分に識別できる。

命令という行為にとって、「権力」はその行為を可能にする（命令が成立する）条件、ある

いは相手が従う（命令が成功する）ための条件だと考えることができるだろう。そのため、どのような条件のもとで命令が成立するか、あるいは成功するかを考えていけば、あらかじめ「権力」を定義することなく「権力」（と考えられるもの）について考察することができる。

これが「行為としての権力」を基礎にした考え方の基本的なアプローチであるが、「命令」だけでは十分に包括的とは言えない。例えば、教員が学生に勉学上必要な行為を指示する場合、それを「命令」とは通常呼ばないだろうが、ある種の「権力」に関わる問題であると考えられることはできる。また、形式上は「依頼」であっても、相手が断ることができないことを予想した上での行為であれば、事実上「命令」と変わるところがなく、やはり「行為としての権力」のひとつとして扱うことが望ましいだろう。

そこで、これらを含めたより一般的な「行為としての権力」を特定していくことにしよう。

まず、ある行為主体（権力者）が別の行為主体（被権力者）<sup>1)</sup>に対して影響を与えようとする行為一般と考えてみよう。これは「行為としての権力」としては最も広い概念規定であるが、それでも「権力者が特定できない権力」を除外してしまっている。これは重要な問題であるが、議論が進展した後で改めて考察してみたい<sup>2)</sup>。

次に、「影響」に限定を加えようと思う。これは「影響」に何らかの内的状態についてのもを含めても、確認のしようがないからである。そのため、影響の対象を確認可能なもの、つまり「行為」に限定したい。このことはおそらくさほど問題にならないだろうと思われる。というのは内的状態に影響を与えたいと考える場合にも、実際にはそれを確認する何らかの行為を要求するだろうと考えられるからである。例えば「相手に非を認めさせたい」（これ自体は内的状態である）場合は、「非を認める発言」（行為）を求めることになるだろう。

行為に対する影響としては、何らかの行為を「させようとする」（どのようにさせるかを含む）場合と「させまいとする」場合が考えられるので、その双方を含むものとしよう。

「させようとする／させまいとする」という表現は、「行為としての権力」を「意図」によって特定しようとしていることを示している。「命令」がそうであるように、実際に影響を与えたかどうかとは無関係に「行為としての権力」は成立すると考えるため、「意図」による特定という方法がまず考えられる。この場合の「意図」とは、あくまでもある行為を「させようとする」もしくは「させまいとする」という意図であり、その背景にあるかもしれない動機などは含んでいない。例えば、「あなたのためを思って、あなたは〇〇すべきだと言っているのだ」といった表現をとる場合であっても、「〇〇」をさせようとする意図は見出すことができる。

では、その意図が存在するか否かはどのようにして確認できるのだろうか。例えばいくつかの選択肢を示し、それぞれのメリット、デメリットを説明するだけでは、何かをさせようとする

る意図は見いだせない。それに加えて、「だからあなたはこちらを選ぶべきなのだ」ということが明示的ないしは暗黙のうちに伝えられることによって、初めて「意図」が確認できる。

例えば、ある行為に対して罰則を与えると宣言するだけでは、「権力行為」であるとは考えない。その宣言と同時に、「だからその行為をするべきではない」という意図（選ぶべき選択肢の提示）が暗黙のうちにであれ伝えられることによって、「権力行為」とみなせるわけである。

このように「行為としての権力」を特定するなら、それは必然的に（権力者から被権力者への）何らかのコミュニケーションを伴うものであるということになる<sup>3)</sup>。

以上の考察から、本論での議論の対象となる「行為としての権力」を、「ある行為主体が別の行為主体に対して、何らかの行為をさせようと、もしくはさせまいとする行為」とし、これを「権力行為」と呼ぶことにする<sup>4)</sup>。

## 2. 権力行為とルール

まず、権力行為が成立するための条件を考えてみよう。

権力行為が成立するというのは、権力行為が権力行為として理解されるということである。例えば「命令」であれば、それが命令として「被権力者」に理解されることによって権力行為が成立すると考える。念のために付け加えると、これは「権力者」の目的が達成されることとは異なる。命令が命令として理解されても、「被権力者」がそれに従うかどうかは分からないからである。このように、権力行為の成立と「権力者」の目的の達成（権力行為の「成功」と呼ぶことにする）の区別は、（後に考察するように）権力行為の仕組みを考えるためには非常に重要である。

では、権力行為が権力行為として理解されるにはどのような条件が必要なのか。ここでも「命令」を例にして考えてみよう。

「命令」という行為が成立するためには、「命令」という行為に結び付けられた社会的カテゴリーのセット（上司と部下など）が参照される必要がある。この時、「参照」という表現に注意して欲しい。

上司が部下に語る言葉がすべて命令なのではない。上司は何らかの方法でそれが命令であるということを表現している。そしてそのとき、「権力者」と「被権力者」は上司と部下という関係にあることと、部下は上司の「命令」に従わなくてはならないというルールが、暗黙のうちに、あるいは場合によっては明示的に示され、「命令」が成立する。

同様のことは特定の関係の中でなされる「指示」などにも当てはまる。教師と生徒、医師と患者、親と子など様々な関係が考えられるだろう。

「命令」のような権力行為は、「権力者」の категорияと「被権力者」の категория双方に関連付けられたルールを参照することによってなされるが、「被権力者」の categoriaにのみ関連付けられたルールが参照されることもある。

例えば、教師が生徒に対して宿題をやってくるように「指示」するのは、教師と生徒という関係に関わるルールを参照したものであるが、逆に生徒が教師に対して、「雑談ばかりしないで授業を進めてください」などと要求することも出来るだろう。この場合は、教師と生徒の関係が参照されているのではなく、教師という社会的 categoria（この場合は「教師」が「被権力者」の categoriaである）のみを「授業を進める」という行為に結び付けるルールが参照されている。この場合、「権力者」の社会的 categoriaは特に指定されていない。「授業を進めてください」と要求するのは生徒でなくてもよい。同僚の教師であっても、管理者であっても、生徒の親であっても、さらには自分自身でもよい<sup>5)</sup>。

このように、権力行為において重要なのは「権力者」を含む社会的 categoriaではなく、「被権力者」を含む社会的 categoriaである。「被権力者」を含む社会的 categoriaは常に参照される必要がある<sup>6)</sup>が、「権力者」を含む社会的 categoriaは参照される場合もそうでない場合もある。「権力者」を含む社会的 categoriaが参照されない場合は、「被権力者」を含む社会的 categoriaと行為が<直接>結びつけられたルール（例えば「教師」は「授業をする」といったように）が用いられるが、「権力者」を含む社会的 categoriaが参照される場合は、「被権力者」を含む社会的 categoriaと行為との結びつきは<間接的>なものとなる（「部下」と「上司の指示する行為」が結び付けられているのである）。

まとめるなら、権力行為が成立するには、<直接的>に、もしくは「権力者」を含む社会的 categoriaを媒介にして<間接的>に、「被権力者」を含む社会的 categoriaを特定の行為と結びつけるルールを、「権力者」が参照し、それを「被権力者」が理解することが必要である。

<間接的>である場合には、なすべき（あるいは、してはならない）行為が（ルールによって）あらかじめ具体的に指定されているのではなく、権力行為がなされるその時点において「権力者」が指定するわけだが、いずれにせよ、「被権力者」を含む社会的 categoriaとなんらかの行為が結び付けられていることは共通しており、それが最も重要な点である。

次に、権力行為との関わりにおける「ルール」について、もう少し考えてみよう。

まず、ここでの「ルール」は法律や慣習や道徳規範など様々なものを含むが、行為を強制したり禁止したりする効果を持つものに限られる。そして、権力行為とのかかわりにおいては「参照される」ものである点を強調しておきたい。

例えば、成文化された法律や規則に基づいて行われる行為の強制（または禁止）について考えてみよう。その場合の一般的な手続きは、「職務規定の第20条に基づいて」といったように、法律や規則の条文を条項の番号などを用いて「参照」することである。すなわちルールそのものが言葉として表現されるのではなく、それを指し示すなんらかの「インデックス」が用いられる。そして、そのインデックスによって誰でも実際に条文が書かれた原本やその正確なコピー（規則集や六法全書など）によって参照されたルールを確認することができる。

慣習や道徳規範などの場合は、特定の行為と結び付けられた社会的カテゴリーや、行為を指し示すポジティブまたはネガティブな意味づけを伴った言葉などが「インデックス」として用いられる。例えば「教師」は前者の例であるし、「チクるなよ」といった表現では「通報」などとニュートラルに表現しうる行為がよりネガティブな表現に置き換えられることによって（それはしてはならないことであるという）ルールが参照されている。

もうひとつ、ルールの「参照」の方法として指摘しておきたいのは、事例（物語）の参照である。ある行為が行われ、その結果どのようなことが起こったのか。何をして幸せになったのか、あるいは罰を受けたのか。実際に起こったことなのかどうかはあまり関係がない。重要なことは「参照」できる可能性である。テレビのニュース番組で繰り返し報道される重大事件でも良いし、子どもの頃に聞いたおとぎ話でも良い。そして、これらもやはり「インデックス」が必要である。それは主要な登場人物の名前かもしれないし、物語にタイトルがつけられているかも知れない。あるいは、故事成語のいくつかもそのようなインデックスであると考えることができるだろう。

事例（物語）が「ルール」であると主張しているのではない。事例（物語）を参照することによって、「ルール」の参照が可能であると考えているのだ。例えば、「虎穴に入らずんば、虎子を得ず」という故事成語はそれ自体何らかの規範命題を含んだものではないが、適切な状況で使用すると、「大きな成果を収めようとしている者」（社会的カテゴリー）と「あえて危険を犯さねばならない」（行為）とを結びつける「ルール」の参照となる。

以上のように、私は様々な「ルール」の参照によって権力行為が成立すると考えているが、この主張には容易に同意できない方もいらっしゃるのではないかと思う。とりわけ、問題になると考えられるのは、サンクションとの関係ではないかと思われるので、それについて次に考察してみたい<sup>7)</sup>。

### 3. サンクションと権力行為

まず、特定の行為に対するサンクションの実行によって、その行為それ自体を強制したり禁



止したりすることはできない、ということを確認しておきたい。なぜなら、サンクションはその行為に対して「事後的に」与えられるものだからである。もちろん、類似の行為についてあらかじめサンクションが与えられていることはありえるが、そうした場合にサンクションが有効であるためには、あらかじめサンクションが与えられた行為とこれからなされる行為が同一であるという認識や、今後も同様のサンクションが与えられるだろうという予想などが介在していなくてはならない。

では、サンクションが与えられるであろうという予想が成立したとして、その予想に基づいてなぜ特定の行為をする（しない）ようになるのだろうか。

これに関しては、合理的選択理論による解答が最もポピュラーなものであろう。例えば、ある行為をすれば罰則を与えると宣言してその行為をさせまいとすることを考えてみよう。この場合、その行為をして罰則を受けることの総合的な結果と、行為をせずに罰則受けないことの総合的な結果を比較して、後者の結果のほうが望ましければ、相手はその行為をしないであろうというのが合理的選択理論の考え方である。

このような考え方は一見説得力を持つが、具体的な「権力行為」に適用しようとすると、困難が生じてしまう。それは相手（被権力者）の判断基準（と、それによってどのような判断結果になるのか）をあらかじめ知ることができないからである。そのため、適当と思われる罰則を決めても相手がそれを避けて行動を変えるかどうかは必ずしも予測できない。そして、もし相手の行動が予測できないのであれば、それは「権力行為」であるとは言えないだろう（もし相手が罰則を甘受してその行為をしてしまっても良いと考えているなら、「させまいとする」という意図がないことを意味しており、「権力行為」の定義に反する）。

しかし、実際には、サンクションによって相手の行動の変化を期待できる場面は存在する。それはなぜだろうか。

サンクションは相手の行為の帰結（の予想）に影響を与えることができるが、それだけでは相手の行動を変化させることができるとは限らない。しかし予想される結果の中でどれを選ぶべきなのか（を判断する基準）を指定できれば、相手の行動を変化させる可能性は高くなるだろう。そして、そのような指定は、ルールの参照によって行われると私は考えている。

例えば、罰金が有効であるためには「経済的な損得を考慮して行動を選択しなくてはならない」といったルールの参照が必要だろうし、確率が高くなくても深刻なネガティブサンクションが予想されるなら「最悪の事態を想定して行動すべきだ」というルールが参照されるかもしれない。さらに、サンクションは事後的に与えられるものである以上、「起こりえる結果を予想して行動せよ」というルールはサンクションの種類に関わらず参照される必要がある。この



ようなルールの参照が暗黙のうちに、あるいは明示的になされることによって、相手の行動の変化が期待できる（つまり権力行為が成立する）のである。

このような「ルールの参照」はしばしば暗黙のうちになされてしまう。例えば「約束を守らなければ罰金を払ってもらおうぞ」と宣言する場合、暗黙のうちに「経済的な損得を考慮すべし」といったルールを参照していると考えなければ、その宣言が約束を守らせようとしてなされたものであると解釈することができない。

以上のように、サンクションによって相手の行動を変化させるためには「ルールの参照」が必要だというのが私の結論であるが、そこからは重要なインプリケーションを2つ引き出すことができる。

まずひとつは、サンクションによってルールを守らせること<sup>8)</sup>は非常に困難である、ということである。なぜなら、ルールを守らせようとしてサンクションを設定した場合、そのサンクションを強調することはもとのルールとは異なる別のルールを参照することになってしまうからだ。例えば、ある行為を禁止するルールがあり、そのルールの違反に対して罰則を設定したときに、もし罰則を避けるために人々がその行為をしなくなったとしてもそれは「罰則を避ける合理的な行動をすべき」というルールを守っているに過ぎず、行為を禁止するルールそのものが守られているとはいえない。これはきわめて重要な論点であるが、議論が横道に逸れてしまうので本論ではこれ以上は扱わない。

二つめは、ルールが守られる仕組みをサンクション以外で説明しなくてはならないということである。もしルールがサンクションによって維持されているとしても、そのサンクションの有効性は別のルールに依存している。ではその「別のルール」はどのようにして維持されているのだろうか。このように考えると、サンクション以外にルールが守られる仕組みを想定せざるを得ない。ではそれは何か。このことを次節で考えてみたい。

#### 4. 権力行為の成功と社会的カテゴリー

「権力」という概念を放棄するとしても、「権力行為」という言葉を使う限り、そこに何らかの「被権力者を従わせる仕組み」が存在していると考えなくてはならない。

前節では、サンクションが（直接的には）「被権力者を従わせる仕組み」ではないことを示したわけだが、それではどのような「仕組み」があるのか。私は「社会的カテゴリー」<sup>9)</sup>がその中核であると考えている。

「被権力者を従わせる仕組み」を明らかにするためには、権力行為の成立条件と成功条件に

ついて考察する必要があるが、社会的カテゴリーはこの双方に深く関わっている。まず成功条件について考えてみよう。

権力行為の成功条件とは、権力行為が成立している（ルールが参照されてそれが被権力者にも理解されている）という条件の下で、被権力者がルールに従った行為をする条件である。

すでに見たように、権力行為では被権力者を含む社会的カテゴリーが示されねばならない。言い換えるなら、「誰が」しなくてはならないのか、してはならないのかを明らかにする必要がある。すなわち、行為に関する全てのルールには「適用範囲」がある。

法律や規則であればそれは「国民」や「社員」などと明確に規定されている。慣習や道徳規範の場合は、「それが俺たちの掟」といった形で局所的なものであることが示されたり、「人として当然」とか「普通はそうするはず」といったように、普遍的なルールであることが示される場合もある。後者であっても、「普通でない」「(もはや)人ではない」ということが想定でき、適用範囲があることが分かる。

すなわち、「ルール」によって表現されていることを形式的に表すと、以下のようになるだろう。

Aであるなら、Bしなくてはならない／してはならない

(Aは社会的カテゴリー、Bは行為)

もしこのルールを認めるなら、「被権力者」の選択肢は、「権力者」に従うか、さもなくばAというカテゴリーを放棄するか<sup>10)</sup>の二者択一になる。それは、この命題の対偶「Bしなければ／すれば、Aではない」<sup>10)</sup>を見れば明らかであろう。

以上のことから、「被権力者」にとって、「Aでなくなること」が受け容れがたいということが、権力行為の成功条件で一部であることが分かる。では「Aでなくなること」とは具体的にはどのようなことなのだろうか。

これはAというカテゴリーの性質によっていくつかの場合が考えられる。まず、そのカテゴリーが資格などの制度的なカテゴリーや明瞭な範囲を持つ集団であった場合、資格が剥奪される、あるいは集団から排除されることが「Aでなくなること」に相当するだろう。そのカテゴリーが（本来は変更不能な）個人的属性であった場合は、（他者あるいは自分が）「Aでない」とみなす」という認識上の変化がもたらされる可能性がある。たとえば「男／女であること」に関連したルールに反する行為は「男／女ではないとみなす」という対応に結び付くかもしれない。また、そのカテゴリーが「普通の人」などの漠然としたカテゴリーの場合、それに関連し

たルールに反する行為は「変人」「異常者」といったレッテルを張ることによって「Aでなくなる」と表現されるかもしれない。

「Aでなくなる」とはサンクションの一種だと考えられなくもない。しかし、ルールを守らせるために予告されるサンクションとは異なり、これはルールそのものに初めから備わっているサンクションである。というのは、先の命題は「Bすること（しないこと）はAであるための必要条件である」と読み変えることもでき、Aというカテゴリーをそのようなものとみなす、という認識を提示したものであるからだ。そのため、ルールが受け入れられておれば、それに対する違反は「もはやAであるとはいえない」という認識を（被権力者を含めた）ルールを受け入れている人すべてにもたらしてしまう。もし資格剥奪や除名などの制度的な対応がとられるとすれば、それはそういった認識を前提にしている<sup>11)</sup>。

## 5. 権力行為の成立と社会的カテゴリー

前節では、権力行為が成立している（ルールが承認されている）という条件の下での、権力行為の成功条件について考察したが、それでは権力行為が成立する条件はどのようなものなのだろうか。

権力行為において、「ルールを承認する」ということは、ルールの有効性や正当性を確認することではない（そのことが間接的に関わってくる場合もあるが）。先に述べたように、「Aというカテゴリーをそのようなものとみなす」という認識が共有されれば権力行為は成立する（ルールは承認される）。

例えば、生徒が教師に対して「先生、授業を進めてください」と要求することを考えてみよう。これは先に述べたように、「先生」というカテゴリーと「授業をする」という行為を結びつけるルールの参照であるが、このルールは「授業をすることが先生であるための必要条件である」といった認識の表明と等しい。

教師がこの認識を受け入れたならば、すでに述べた権力行為が成功するための仕組みが働くわけだが、では、このルールはどのような仕組みで受け入れられるのだろうか。これを考えるためには、もしこのルール自体を受け入れなければどうなるのかを考えてみればよい。

教師が「授業をすることが先生であるための必要条件である」という認識を受け入れなければ、生徒は「この人はおかしい（普通ではない）」とみなすだろう。それは「先生」という普通の人が使う普通の言葉が通じないからだ。

ここで注意してほしいことは、「この人は普通ではない」という表現は、「普通の人」なら共有しているはずの認識を共有していないがために相手を「普通の人」というカテゴリーから除外するという認識がら生じているということだ。ここに権力行為の成功条件と同様のロジック

を見出すことができる。形式的に表現すると以下のようなになるだろう。

「Xであるなら、AをBする（しない）ものとみなす」

（Bは行為、Aは行為Bと結び付けられた社会的カテゴリー、XはAについての認識を共有する社会的カテゴリー）

上記の例の場合、Xは「普通の人」、Aは「先生」、Bは「授業をすること」である。

そして、この命題は権力行為の成功の場合と同様、その論理的対偶によって保証される。すなわち、「AをBする（しない）ものとみなさなければ、Xではない」ということである。

ただし、カテゴリーXはカテゴリーAといくつかの点で重要な違いがある。

まず第一に、Xは常に権力者と被権力者の双方を含むカテゴリーであるということ。第二に、Xが明示的に参照されていないということである。この二点は互いに関連している。

まず第一の点から考えていこう。権力者と被権力者の双方を含むということは、語り手と聞き手の双方を含むということでもある。

そのようなカテゴリーを私は「われわれ」と呼んでいる<sup>12)</sup>。「われわれ」は直接参照されることがなく、コミュニケーションにおける語彙や表現などの選択によって形作られる。それがXが参照されていない理由である。

これを上記の例に当てはめると、Xが「普通の人」であるのは、「先生」という言葉が「普通の（人が使う）言葉」であるからだということになる。従って、「先生」（が授業をすること）は常識的な認識だから、Xは「常識的な人」だ、という理解であっても全く問題はない。

このように、Xがどのようなカテゴリーであるかは確定しているわけではない。それは曖昧なまま了解されているのだ。にもかかわらず、Xについて考察する必要があるのは、Xが変化したり置き換えられたりする場面が存在するからである。

例えば、「万引きは犯罪だよ」という表現について考えてみよう。これは常識的な認識に見える表現だが、仮にこれが万引きについて異なる認識を持つ集団の中で発せられたものだとしたらどうだろうか。

その集団では「万引き」は仲間内でのみ通用する隠語によって表現され、娯楽の一種や英雄的な行為として意味づけられているかもしれない。その場合、その隠語の使用は「万引き」を「仲間であるなら楽しまねばならない行為」あるいは「仲間に対して自らの勇気を証明する行為」とするルールの参照になる。もちろん、この場合のXは「仲間」であり、違反すれば「仲間」である資格を失うことになる。

このような状況の中で「万引きは犯罪だよ」と発言することは、「万引き」あるいは「犯罪」という語彙の使用によって、Xを「市民」（「犯罪」といった言葉を使用する人々）などの別の

カテゴリーに置き換えることになる。そのため、「万引きは犯罪だよ」という表現による権力行為の成立は、このようなX（われわれ）の再定義（仲間として話しているのか、一市民として話しているのか）の成否に依存することになる。

以上のことから、権力行為の（主要な）成立条件は、ルールを共有する社会的カテゴリー（われわれ）の拘束性であると結論づけることができる。

## 6. 自己権力行為

これまでの議論は主として対面的状況に限定されたものであった。すなわち、「権力者」と「被権力者」の間で実際に命令や指示といったコミュニケーションが行われることを「権力行為」と捉えてきた。

しかし、これだけで「権力」に関わるすべての社会現象を説明できるわけではない。私たちは実際に誰かから命令されなくてもルールに従った行動をする。先ほどの教師の例で言えば、生徒や他の誰かから「授業をしてください」を言われなくても授業をする場合のほうが圧倒的に多いはずだ。

こういった状況を考えるために、私は「自分自身に対する権力行為」（自己権力行為と呼ぶことにする）という概念を提唱したい。

「自分自身に対する権力行為」という表現は、奇妙に響くかもしれない<sup>13)</sup>。むしろ「(自発的)服従」といった言葉をあてるほうが一般的だろう。

しかし、自発的にルールに従うためにはルールを思い出したり、意識したり、場合によっては調べたりすることが必要である。時には自分に語りかけるように実際に口に出すこともあるだろう<sup>14)</sup>。そして、それらはルールを参照することにほかならず、その意味において、(他者からの)権力行為と同じ仕組みを持つと考えることができる。

例えば「ここであきらめれば男がすたる」などと自分を奮い立たせることを考えてみよう。この言葉を自分に語りかけた人は、何か「あきらめてはいけない」事情があったのかもしれないし、「あきらめたくない」という気持ちがあったのかもしてない。しかし、ともすれば諦めてしまいそうになる自分を意識し、あきらめてしまわないために自分に対してこう語りかけたのだろう。そういう意味において、「男がすたる」と語る自分は「権力行為」の主体（「権力者」）である。また一方、この言葉は「男は簡単にあきらめてはいけない」というルールを参照することにほかならず、「男」という社会的カテゴリーと「あきらめる」という行為を（否定的に）結びつけることによって、すでに説明したような拘束力が発生する。すなわち、「男がすたる」

と語りかけられた自分は「被権力者」である。

自己権力行為という概念の最大のポイントは、結果的に「権力への服従」であるように見える現象に、「ルールの参照」という積極的な行為が関与している点にある。

「ルール」はただ存在しているだけで人を拘束するわけではない。人々がルールを知り、それを適切な状況で思い出し、参照する必要がある。同じ状況に適用できるルールはひとつとは限らず、人々をいくつかの参照可能なルールの中からどれかを選ぶことができる。また、人がルールを参照するのは、たまたまそのルールが頭に浮かんでしまったといった消極的な場合もあれば、先の例のように意図や目的があってルールを積極的に参照する場合もある。

自己権力行為という概念は、大規模な「権力現象」（例えば「国家権力」なども含まれる）について考えていく際の鍵になる。大勢の人間に対して常に命令や指示などを与え続けることは現実的に不可能で、人々が自らルールを参照することに期待せざるを得ないからである。

## 7. 今後の課題

以上で「権力行為論」の基本的な考え方は説明できたのではないと思うが、これはまだ出発点にすぎない。「権力行為論」は、これまで「権力」という概念によって考察されてきた主要な問題のほぼすべてにわたって、新たな視点を提供することが可能だと私は考えている。そのためこれから考えていかなければならない課題をいくつか提示して、結びに代えたいと思う。

まず第一に、「ルール」についてのより詳細な考察が必要である。その際に重要なことは、「ルール」は参照されることによって初めて効果を持つということである。例えば法や規則は、それらを守るべき人々がその法や規則を知り、適切な状況でそれらを参照することによって始めて機能する。では、どのようにして「ルールの参照」は保障されるのだろうか。また、慣習や道徳規範、あるいは様々な「物語」を私たちはどのようにして知り、そして参照するのだろうか。

このように考えると、メディア（マス・メディアに限らず、組織の内部で交換される文書や社会的カテゴリーを表象するシンボル、あるいはルールを示す標識や掲示物といったものも含まれるだろう）は権力行為の条件として重要な役割を持っていることがわかる。

また一方で、「ルール」の参照は、参照する側の知識や能力にも依存している。法律の適用には専門的知識が必要であるし、それほど厳密な解釈が必要でない場合にも、言葉で示されたルールであればそのルールに応じた言語運用能力が必要である。また、一般的・抽象的なルールを具体的な状況に適用するためにも、ある種の能力が必要になるだろう。

これらはすべて、ルールが参照される可能性に関わっている。そして、この「参照可能性」

こそが「ルール」について考える際に最も重要な視点ではないかと私は考えている。

第二に、社会的カテゴリーに着目した考察も必要である。すでに見たように、社会的カテゴリーの拘束性こそが権力行為の成立と成功を担保しているという考え方をとる以上、その重要性は言うまでもない。

社会的カテゴリーが権力行為に用いられる場合、その社会的カテゴリーは次のような条件を備えていなければならない。

まず、社会的カテゴリーのメンバーシップを操作することが可能でなくてはならない。社会的カテゴリーにメンバーを加えたり除外したりする手続きが存在しなければ権力行為は不可能である。すでに説明したように、生得的な属性や年齢に関するカテゴリーのように、変更が不可能にみえるものであっても、権力行為に用いられる場合には、メンバーシップを操作する手続きは存在するはずである。

次に、社会的カテゴリーのメンバーシップを維持したいという動機が存在しなくてはならない。この動機があるがゆえに、特定の行為を強制されたり禁止されたりするのだから。

これも社会的カテゴリーの性質によって様々なものが考えられる。社会関係や社会的地位の維持、人間関係の継続、あるいは、アイデンティティのような心理的な要因も関与しているだろう。

最後に、社会的カテゴリーと特定の行為が結び付けられなくてはならない。ここで重要なことは、特定の行為がある社会的カテゴリーのメンバーであるための条件として意識されなくてはならない、ということだ。それはいかにして可能なのか。

このような条件のひとつひとつについて、具体的に考えていくことが、今後の課題である。



## 注

- 1) 本論では便宜的に「権力者」「被権力者」という言葉を用いるが、これは固定されたものではないことに注意して欲しい。つまり「行為としての権力」がなされるときに、その行為を行う者を「権力者」、その行為の対象となる者を「被権力者」と呼んでいるのである。
- 2) 「権力者が特定できない権力」については、本論の範囲内では十分な考察ができないが、後に扱う「自己権力行為」という概念がそれを考えるための橋渡しになっている。
- 3) コミュニケーションを伴わずに、誰かに影響を与ええることはもちろん可能である。そのような場合を念頭に置かないでよいのかという点について補足しておきたい。  
例えば何らかの行為をさせまいとするために、そのための手段を奪ってしまうという方法が考えられる。しかし、手段を奪うためになした具体的な行為がどのような意図でなされたのか全く表現されなければ、その行為と行為をさせまいという意図を結びつけることはできなくなってしまう。例えば親が子どもに、ある玩具で遊ばせまいとしてその玩具を捨ててしまったとしよう。このとき、親の意図が全く表現されないとしたら、それは単に不要だと思って捨てた場合と区別のしようがないし、単に不要だと思って捨てたのであって遊ばせまいという意図がなかったとすれば、それを「行為としての権力」に含めることには無理があるだろう。すなわち、「行為としての権力」を特定するためには、(相手に理解される形で)意図が表現されていなければならないのである。

- 4) 「人はいかにして権力するのか」という問いは「人々の方法」を扱うアプローチであるという意味においてエスノメソドロジー(以下、EM)と親和性のある問いの立て方である。本研究においても、EMにおける権力研究は参考にしたので、その点についていくつか付記しておきたい。

樫田美雄(1996)によれば、これまでのEM権力論には大まかに言って二つのアプローチがある。

まずひとつは、権力概念の用法に関する研究であるが、これはほかのさまざまな権力論とは問題意識そのものが大きく異なっており、本論の趣旨とは相容れないだろう。

二つめは、「権力的場面であると考えられる場面の場面らしさがどのようになりたっているか」ということについての研究である。

「場面らしさがどのようになりたっているか」という問いの立て方は、EMになじみがない方には非常に分かりにくい表現だろう。これは例えば「命令」であれば、ある人が別の人に対して命令しているという状況がどのように成立しているのか、ということである。そしてEMの場合には、これをメンバー自身による自己言及的な説明に基づいて考察する。すなわち、「命令する」ということは同時に「これは命令である」(今私はこの人に命令している)ということがわかるようにする(アカウンタブルにする)営みでもあると考える。

ここまでは特に問題はない。EM的アプローチでも命令の「成立」を説明(記述)できるだろう。しかし、樫田も指摘しているように、これを「権力」の研究であると主張することは難しい。EM的アプローチにおいては、「権力的場面である」という規定そのものがその場面の中に見出せねば権力的場面であるとは主張できないはずだが、多くの場合それは困難である。

以上のように、EM的アプローチでは「権力」そのものを主題とした研究は困難であるが、それでは、「権力行為」についての研究はどうだろうか。

本論では、「権力行為」を「ある行為主体が別の行為主体に対して、何らかの行為をさせようと、もしくはさせまいとする行為」と定義し、「意図」によってそれを特定しようとする。そしてその「意図」は、選ぶべき選択肢とそれを選択する理由が示されることによって確認できると考える。

このように、「選ぶべき選択肢とそれを選択する理由の提示」という焦点化をすれば、EM研究の立

場から批判される「インデックス性の修復」も行わず、またレリバンス問題もクリアできる（選択肢や理由は常にレリバントであるはずだ）のではないだろうか。

このように、本研究は基本的にEMのアプローチに沿ったものであると私は考えており、「権力」を直接扱っていないEM研究からもヒントを得ている。それらについてもこの場で紹介しておきたい。

「ルールの参照」という考え方のヒントになったのは、ウィーダーの「受刑者コード」(Weider,1974)である。ウィーダーの研究は、「受刑者コード」(更正施設の受刑者たちの「おきて」)そのものではなく、「コードを語る」という行為に注目したという点において画期的である。また、ウィーダーは「コードを語ること」が「効果的な説得を通して行為を誘導する一つの手段になる」(邦訳184p)と述べており、そこに「ルールの参照による権力行為」と同様の考え方を見出すことができる。

- 5) 「権力者」が自分自身である場合、すなわち「自分自身に対する権力行為」については第6節で扱う。
- 6) 「被権力者」を含むカテゴリーが明示的に示されてなくても、例えば「教師の指示には従わなくてはならない」といったようなルールには、暗黙のうちに「その教師の生徒であれば」という条件を加えて解釈される。  
「権力」についての考察では、「権力者」のカテゴリーが重視されがちであるが、「権力行為」については逆であるということに注意されたい。
- 7) ここでは「ルール」という言葉を厳密な定義を与えずに使用しているが、これはまだその準備ができていないためである。この後の議論を先取りすれば、本論での「ルール」は「社会的カテゴリーと行為を(ポジティブまたはネガティブに)結びつける言説」である。
- 8) 「ルールを守る(守らせる)」という表現は、本論の主張からすれば適切ではない。権力行為論においてはルールが守られるのではなく、ルールは用いられる(参照される)ものである。ここではサンクションに関する議論と接合するためにあえてこのような表現を用いている。
- 9) 本論では「社会的カテゴリー」という表現を用いているが、エスノメソドロジーにおいては「成員カテゴリー」という表現を用いるのがより一般的だろう。私が「成員カテゴリー」という表現をあえて避けているのは、成員カテゴリー化装置という概念、あるいは成員カテゴリー化分析と呼ばれる方法に若干の不満を持っているためである。

例えば、成員カテゴリー化装置の説明でしばしば引用される、「赤ちゃんが泣いたの。ママが抱っこしたの」という例文について考えてみよう(Sacks,1972)。

サックスはこの例文について、「赤ちゃんが泣いたからその赤ちゃんのママが抱っこした」と読み取ることができるが、私は初めてこの例文を日本語訳で見たとき、「ママ」というのは例文に登場する「赤ちゃん」のお母さんではなく、この例文を語った女の子のお母さんであると受け止めてしまった。それは2歳の子どもが「ママ」という言葉を使うときは一般的に自分の母親のことを指すはずだと考えたためである。

実際には、原文は"The baby cried. The mommy picked it up."であり、私の解釈は妥当ではないのだが、私が議論したいのは、どちらの解釈がより妥当なのかということではなく、それぞれの解釈の背景にある注目点の違いである。

サックスの分析においては、例文に登場する「赤ちゃん」と「ママ」の関係が注目されている。この2つのカテゴリーをともに含むカテゴリー集合が「家族」であるために、「ママ」は「赤ちゃん」のママであると解釈されるというわけである。これに対して、私は「ママ」という言葉が誰によって、(この例文の場合はさほど問題にはならないが)誰に対して語られたものであるかに注目する。2歳の子どもが限定をつけずに「ママ」とだけ語ったとすれば、それはその子の「ママ」を意味すると考えるわけ

である。そしてサックスの分析と同様に、その解釈によって「ママ」と語った子どももまた「(ママの)娘」としてカテゴリー化されることに注意しなくてはならない(サックスの言う「経済規則」が適用される)。

このような視点は、サックスの言う「カテゴリーと結びついた活動」とも関わってくる。サックスは主として、カテゴリーと活動との結びつきを、行為やできごとが理解される仕組みの一部として論じているのだが、語り手や聞き手がカテゴリーを媒介として何らかの活動と結びつけられることによって、単なる理解ではなく、行為の強制や禁止、あるいは正当化や非難といった、より積極的な行為について考えることができるようになる。

以上のように、語り手及び聞き手と成員カテゴリーの関係に注目することによって、語り手や聞き手がカテゴリー化され、そのことが相互行為場面を作り上げていくひとつの仕組みとなっている様子を考察することが可能になる。

このような視点は、成員カテゴリー化装置という概念、あるいは成員カテゴリー化分析という方法において、十分に意識されているとは言いがたいと私は考えるので、あえて「成員カテゴリー」という表現を避けているのである。

なお、サックスも「ホットロッダー」(Sack,1979)においては、語り手とカテゴリーの関係についての考察をしている。しかし、「ホットロッダー」というカテゴリーについての考察という形になっている点において、十分なものとはいえない。カテゴリーの自己執行は、カテゴリーそのものだけでなく、その用いられ方に強く依存しているはずだ。例えば「ホットロッダー」ではない者が「ホットロッダー」について語る際には、「ティーンエイジャー」というカテゴリーと大きな違いはない。逆に、サックスが示している2つの例文において、「ホットロッダー」や「サーファー」といったカテゴリーが全く現れていないのは偶然ではないと私は考える。

10) 厳密にいうと、「すべてのAは、Bをする／しない」の対偶が「Bをしないなら／するなら、Aではない」である。これを「ルール」の形式にあわせると、本文で書いたような表現になる。

11) しかし、ただ1回の権力行為だけでなく、同様の権力行為が繰り返される状況を考えると、「Aでなくなる」という仕組みだけでは不十分な場合が生じる。それは、被権力者が参照されたルールに従わなかった場合にどうなるのか、ということである。

もし「Aでなくなる」ことが現実となった場合、同一人物に対しては二度とカテゴリーAと結び付けられたルールを参照して権力行為を行うことができなくなる(このことから、権力行為論はラベリング論における二次的逸脱を別のアプローチで説明できる可能性があるとは私は考えている)。また逆に、「Aでなくなる」ことが現実にはならなかった場合は、その事実が「Aであってもルールを守らなくても良い」という反・ルール(これも重要な概念だが本論ではこれ以上説明する余裕はない)として参照される可能性をもたらしてしまう。

そのため、「Aでなくなること」が基本的な仕組みであったとしても、それ以外に補助的な仕組みが必要となる(場合がある)。その候補のひとつは(通常の)サンクションであるが、それは先に見たように、ルールの変更をもたらす可能性がある。では他に何が考えられるのかというと、「Aでなくなる」ことを免除する、あるいはいったん「Aでなくなった」者を再びカテゴリーAに復帰させる仕組みではないかと私は考えている。もちろん、そのためには何らかの正当な理由が必要である。例えばルール違反を「過失」とであると意味づけ、一定のコストの支払いとルールへの賛同の表明を条件に「Aでなくなること」を免除する場合(「謝罪」はこれにあたるだろう)などである。この場合、「コストの支払い」は一見サンクションと見分けがつきにくい、大きな違いはそれが合理的選択によって行動を誘導する仕組みではなく、「復帰(あるいは免除)のコスト」であり、「Aであること」を維持するためのコストであるという点にある。逆説的な表現だが「赦し」としてのサンクションと言うこともできよう。

ただし、これらは事後的な対応であり、権力行為が成功する主要な仕組みとしてはあくまでも「Aでなくなる」ことの回避という仕組みであることを再度強調しておきたい。

- 12) 「われわれ」については、佐藤,2005を参照。差別と権力行為の関係についてはいずれ論じる予定である。
- 13) 厳密に考えると、自分自身に対する権力行為は、「ある行為主体が別の行為主体に対して、何らかの行為をさせようと、もしくはさせまいとする行為」という定義に合致しない。この点に関しては調整が必要なのだが、今のところ定義を修正するべきか、自己権力行為の解釈で対応するべきなのか判断がつかない。これは今後の課題とさせていただきたい。
- 14) 実際に口に出して言うかどうかは観察可能性に関わる問題ではあるが、基本的にはそれほど重要な違いはない。なお、これは現在のところあまり根拠のない仮説ではあるが、子どもがルール（交通ルールなどが典型的だろうか）を実際に口に出して、それを守ろうとするのは、自己権力行為のプリミティブな形態だと考えることもできよう。

## 文献

- 樫田美雄, 1996, 「エスノメソドロジーと権力」, 『社会学ジャーナル』 21号, 102-113p, 筑波大学社会学研究室
- Sacks, H., 1972, "On the Analyzability of Stories by Children" J.J.Gumperz and D.Hymes eds. *Directions in Sociolinguistics: The ethnography of communication*, Holt, Rinehart and Winston Inc., 325-345
- Sacks, H., 1979, "Hotrodder: A Revolutionary Category" G.Psathas ed., *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*, Irvington Publisher, 23-53. (=1987, 山田富秋・好井裕明・山崎敬一訳「ホットロッドダー—革命的カテゴリー」『エスノメソドロジー—社会学的思考の解体』せりか書房, 19-37.)
- 佐藤裕, 2005, 『差別論—偏見理論批判』, 明石書店
- 盛山和夫, 2000, 『権力』, 東京大学出版会
- Wieder, D.L., 1974, "Telling the Code" Roy Turner ed., *Ethnomethodology*, Penguin, 144-172. (=1987, 山田富秋・好井裕明・山崎敬一訳「受刑者コード」『エスノメソドロジー—社会学的思考の解体』せりか書房, 155-214.)

